

平成28年3月31日発行

特別支援教育通信

第9号

**特集 児童・生徒の教育的ニーズに適した指導を提供する学校への就学
～ 早期からの一貫した支援の充実 ～**

■編集■ 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
東京都特別支援教育推進室
電話 03-5228-3433
ファクシミリ 03-5228-3459

挨拶

「国の障害者施策の動向を踏まえた就学相談・教育相談の実施」

教育庁都立学校教育部特別支援教育課
課長 星 政典

国は、「障害者の権利に関する条約」の署名（平成19年）以降、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月施行）等、障害者施策に係る法整備を進め、共生社会の実現に向けて様々な取組をしています。

こうした法整備は、教育の分野でも、障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組みの構築や、それに必要な環境整備等について明らかにされてきています。

こうした取組の方向を踏まえ、平成25年には「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第244号）が施行され、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の第22条の3の表に規定する程度の児童・生徒等（以下「視覚障害者等」という。）は、特別支援学校へ原則就学するという従来の就学先決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改正されました。

本改正は、障害のある幼児、児童及び生徒の就学先の決定に際して、区市町村教育委員会が行う適切な就学相談・教育相談が極めて重要となるとともに大きな課題になってくると考えています。

本人や保護者との合意を含めた相談を適切に実施していくためには、乳幼児期等早期からの教育相談や就学相談の実施において本人・保護者に十分な情報を提供すること、乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況等、児童の障害の状態の把握に努めること、就学相談において本人や保護者の意見を十分尊重すること、早期からの就学相談の充実を図るため特別支援学校の役割の充実やセンター的機能の一層の充実を図ること等が大きな課題になると考えられます。

そこで本号では、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき実施された、都立町田の丘学園の都立特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援モデル事業、葛飾区教育委員会の特別な支援を必要とする子供の早期からの支援等のモデル事業について御報告します。区市町村教育委員会をはじめ、各関係諸機関、保護者、都民の皆様におかれましては、本号をお読みいただき、早期からの一貫した支援の充実等について、なお一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【報告1】 特別支援学校のセンター的機能の更なる充実 ～文部科学省委託事業 特別支援学校機能強化モデル事業報告～

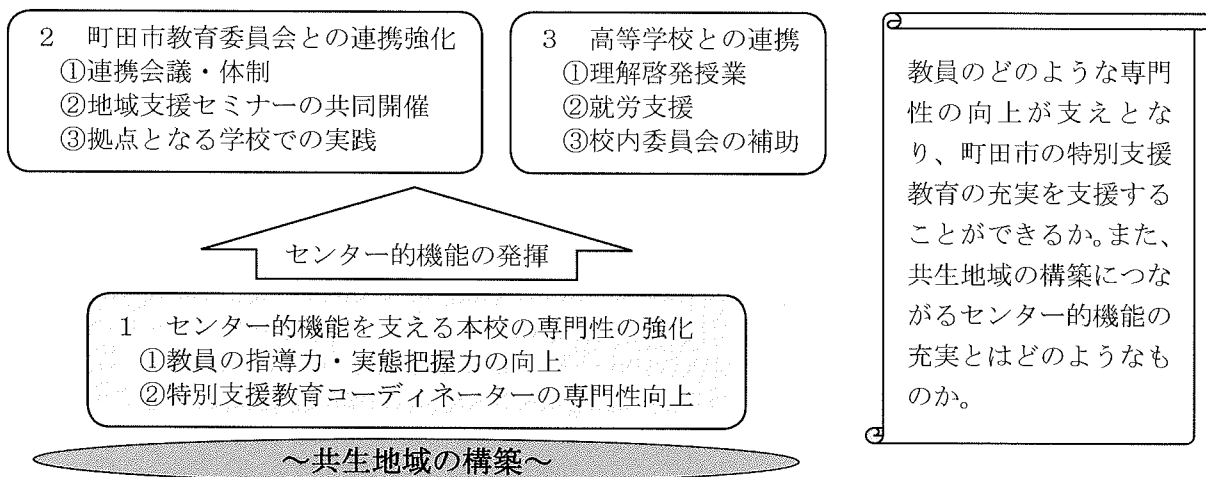
1 文部科学省委託事業特別支援学校機能強化モデル事業について

文部科学省委託事業特別支援学校機能強化モデル事業とは、地域における特別支援教育の更なる推進のために、特別支援学校全体としての専門性確保を目指した「特別支援学校のセンター的機能充実事業」と、各特別支援学校の役割の明確化を目指した「特別支援学校のネットワーク構築事業」により、特別支援学校のセンター的機能の一層の強化を図ることを目的とした事業です。

東京都では、平成25年度より東京都立町田の丘学園と町田市がこの事業の指定を受け、「特別支援学校のセンター的機能充実事業」を展開してきました。

2 東京都立町田の丘学園における「特別支援学校のセンター的機能充実事業」

目的 特別支援学校において外部人材（ST、OT、PT、心理学の専門家等）の配置・活用や専門性向上のための研修等を実施し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実します。



3 事業の成果

(1) センター的機能を支える本校の専門性の強化

① 教員の指導力・実態把握力の向上

ア 教員一人1回の研究授業を基本とし、年間約200回の授業研究を実施

そのうち、各学部・学年を単位として、一日を通じた外部専門家による指導・助言
平成25年度から3年間の合計140日 → 教員一人一人の授業力の向上

イ 外部専門家による学部研究に合わせた指導・助言 → 組織的課題解決力の向上

② 特別支援教育コーディネーターの専門性向上

ア 町田市教育委員会の特別支援学級への巡回相談に同行。各学級の教育内容の充実を図り、通常の学級における特別支援教育を推進 → 助言力向上と通常の学級の指導課題を把握

イ 相談事業の充実

場所・人	H25	H26	H27	相談内容
幼稚園・小学校・中学校	161	134	124	事例相談、就学相談、等
高等学校	8	3	21	生徒指導、進路指導
保護者	70	81	141	育児・就学・転学相談、等
保育園・学童保育所	66	187	245	事例・指導方法相談、等
合計	305	405	531	

◇多様な相談への対応力の向上
◇地域施設等の相談件数の増加

(2) 町田市教育委員会との連携強化

① 連携会議・体制

幼稚園及び小・中学校への支援連絡会（定例会）開催（月1回）、特別支援学級訪問（年間20回）、小・中学校校長連絡会への参加（年間2～3回）、町田市各種会議・委員会への参加、町田の丘学園の教員によるワークショップ（15講座程度）、町田市研修会への参加 ほか
→ 綿密な連絡による支援ニーズの把握

② 地域支援セミナーの共同開催（年4回）平成27年度参加総数 約720名

「これからの特別支援教育」、「発達障害のある児童・生徒の健全育成」、「発達障害のある児童・生徒の感情のコントロール」、「発達障害のある児童・生徒のキャリア教育」
→ 特別支援学校教員の専門性では対応できない課題への支援強化

③ 小・中学校への支援

町田市教育委員会が指定した小・中学校に、特別支援教育コーディネーターと外部専門家が複数回の訪問と支援を実施

ア 読み書きに関する学習への支援

1年目 特別支援学級（知的固定）への支援

・町田の丘学園で活用している知的障害の重度・中度の児童・生徒向けアセスメントである「学習習得状況把握表」を、小学校の特別支援学級（知的固定）において活用しての支援

2・3年目 通常学級への支援

・外部専門家が提供した「読み書きの障害のある児童・生徒用アセスメント」を、小・中学校の通常学級において活用し、指導改善

イ キャリア教育に関する支援

1年目 A小学校へ進路指導部教員の進路指導に関する研修会の実施

2年目 B地区の小・中学校への支援

・小学校 清掃作業出前授業
・中学校 特別支援学級の進路研修会を学区の小学校教員とともに開催

3年目 C地区の小・中学校への支援

・清掃作業学習の出前授業
・清掃技能発表会と地区の小・中学校教員との協議会の実施
・町田の丘学園の進路指導部教員によるキャリア教育研修会

支援地区を広げることで、より多くの特別支援学級と町田の丘学園高等部の実践が繋がった。

④ 結果

・進路指導に関して、町田の丘学園の進路指導部教員の活用が図られました。
・学習支援へのニーズが高く、読み書きアセスメントに関して外部専門家の活用が図られました。

(3) 高等学校との連携 <平成27年度21件>

発達障害者支援の充実に向けた取組が進む中で、高等学校からの相談と支援の必要性が高まっています。発達障害の理解啓発授業と具体的な障害者就労支援が求められます。

4 今後の課題

- ① 特別支援学校は、外部専門家を活用し、読み書きに関する指導の研究活動を充実して、指導力と助言力を向上する必要があります。
- ② 特別支援学校は、障害のある児童・生徒のキャリア教育の充実に向けた具体的な指導内容を蓄積し、進路指導部を活用して、地域の小・中学校と共有する必要があります。
- ③ 特別支援学校は、区市町村教育委員会と綿密に連携し、求められている助言内容の情報収集を行うなど、小・中学校の研修会との連携を図り、広く理解啓発を進める必要があります。

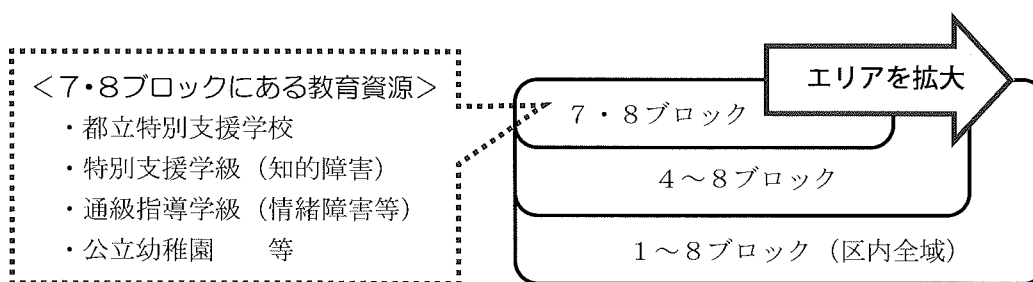
【報告2】教育支援委員会設置等による早期支援及び早期連携モデル事業 ～葛飾区モデル事業報告～

1 就学前機関から小学校への移行支援の充実

本事業は、早期から学齢期に至る一貫した発達障害児支援を目指した、東京都委託の3年間のモデル事業です。一般に早期支援の取組は、問題の発見、事態への介入、事後の対応の各段階に分けられます。本事業では、事後の対応の中に位置付けられる就学前機関（幼稚園・保育所、その他関係機関）から小学校への移行支援を主な対象とします。

2 発達の気になる子供を対象とした移行支援の取組

葛飾区では本事業の体制整備をするに当たり、区内小学校49校に従来からある8ブロック制を生かし、教育資源を組み合わせやすいエリア（7・8ブロック）から実施エリアを拡大していき、3年をかけて全区展開しました。



また、葛飾区では、幼稚園・保育所に在籍する発達障害の可能性のある子供が就学後の学校生活に円滑に適応することを目的として、①早期教育支援コーディネーターの配置、②教育支援委員会の設置、③教員（保育士）の合同研修の実施の三つを重点項目としました。本事業の主な取組とその成果は次のとおりです。

項目	内容	
①早期教育支援 コーディネーターの配置	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所への訪問 事業の理解促進、就学に関する教育支援情報の提供、園（所）への助言等 ・保護者への支援 保護者全員に向けた就学に関する教育支援情報の提供、保護者との個別相談等 ・学校別就学支援引き継ぎ会の企画・運営
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの保護者や幼稚園・保育所に就学後の教育支援体制を周知できた。 ・保護者や幼稚園・保育所が幼児の実態を把握でき、就学後の支援の見通しをもつことができた。
②教育支援委員 会の設置	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談会などの構成メンバーの多様化（心理・発達の専門家の参加） ・療育機関を利用している保護者に向けた相談会の実施 ・学校別就学支援引き継ぎ会の実施
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・構成メンバーを多様化したことで、幼児の実態を多面的に把握することができた。 ・就学前後機関において幼児の情報連携が促進され、就学後も切れ目のなく支援を受けられるように体制を整備した。
③教員（保育士） の合同研修の 実施	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の小学校や就学前機関を対象とした定期的な研修会の実施 ・幼稚園・保育所における在籍児の事例検討会を実施
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教員（保育士）が特別な教育的ニーズのある子供について理解を深め、教員（保育士）間で共通認識をもつことを促した。

3 保護者を中心とした就学に関する個別の情報交換会である「学校別就学支援引き継ぎ会」の開催

本事業では「学校別就学支援引き継ぎ会」の体制整備を取組の中心に位置付けました。学校別就学支援引き継ぎ会とは、発達に課題のある幼児を対象とした就学に関する個別の情報交換会です。保護者と小学校が幼児についての共通認識をもち、就学後の支援の見通しをもつことをねらいとします。

<学校別就学支援引き継ぎ会>

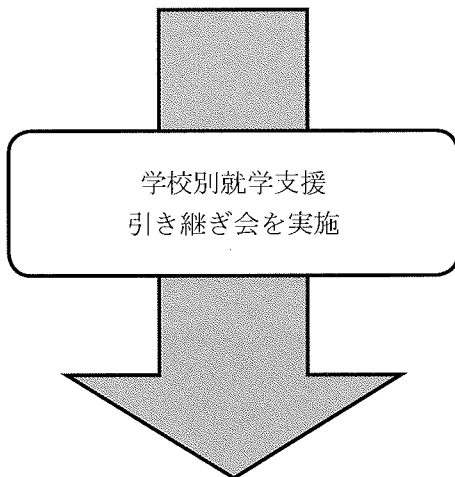
目的：発達に課題のある幼児について、保護者と小学校が幼児の家庭、幼稚園・保育所、その他関係機関での様子を情報共有し、就学後の子供の支援に生かすこと

対象：次年度に通常の学級に就学予定で、保護者が「学校別就学支援引き継ぎ会」を希望した幼児

方法：就学前に保護者と小学校が、面談や就学支援シート等の書類の受渡しによって連携

<葛飾区におけるこれまでの移行支援の課題>

- ・保護者に向けて就学に関する教育支援情報が十分に周知されておらず、保護者が幼児の就学後の支援の見通しをもちづらい。
- ・小学校が発達に課題のある幼児の情報を十分に把握できないために、就学後の支援が円滑に接続することが難しい。
- ・幼稚園・保育所や小学校によって移行支援の取組に差がある。



<取組の要点>

- ・保護者や幼稚園・保育所に向けた「学校別就学支援引き継ぎ会」の周知
- ・保護者を中心とした移行支援
- ・葛飾区の就学支援シートである「アイリスシート」の活用促進
- ・就学後の支援に有用な情報を連携することを目指した体制整備

<得られた成果>

- ・保護者や小学校が就学後の支援の見通しをもつことができた
- ・保護者と小学校が就学前に「顔の見える関係」となることで両者が信頼関係を築くことができた
- ・就学前の支援（幼児が入学式の前の学校見学等）の実施につながった
- ・就学後の支援（校内委員会での情報共有、支援計画の立案等）の実施につながった

4 今後の課題

- ・保護者や幼稚園・保育所に向けた就学に関する教育支援情報の提供や移行支援の理解促進を継続する必要があります。
- ・移行支援の過程で新たに課題が発見された幼児に適切に対応する必要があります。
- ・学校別就学支援引き継ぎ会の継続及び内容の充実、教育委員会による指導・助言等の支援の充実を図る必要があります。

【報告3】 就学相談における早期からの情報提供の在り方について ～ 保護者への適切な情報提供の内容～

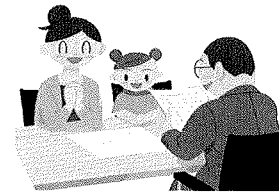
1 就学相談における早期からの情報提供の重要性

円滑な就学先決定に向けた就学相談の充実を図るためには、本格的な就学相談が開始される前の適切な時期に、本人・保護者に対して就学相談や就学先の指導内容・方法及び教育環境等に関する情報等を分かりやすく提供することが重要です。

また、就学相談時や就学においても、保護者が安心して就学先決定の相談に臨み、さらに円滑に就学できるよう、適切な情報を提供していくことが求められています。

2 早期からの一貫した保護者への情報提供の内容

時 期	情 報 提 供 の 内 容
就学相談前	<p>【就学相談に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談する部署の連絡先 ○就学相談の手續方法や流れ、就学相談で必要になる書類 ○就学相談の概要・目的・内容 <p>【教育の場に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域にある学びの場（通常の学級、特別支援学級、特別支援教室）、特別支援学校の種類 ○各学校の特色、教育環境、教育内容、通学区域等 ○学校見学、体験入学等を通じた教育内容 ○就学先での支援方法と内容 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先輩保護者からの体験談 ○進学、就労等の卒業生の進路状況 ○柔軟な転学の進め方 ○通学方法、スクールバス利用の留意点 ○医療的ケアの内容と対応 ○特別支援学校の寄宿舎 ○就学支援シートの作成と活用方法
就学相談時	<p>【就学相談に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学先決定前に行う学校見学、体験入学の必要性 ○就学先決定までの流れ ○就学先決定の判断内容や理由 ○就学支援ファイルの扱い方 ○都立特別支援学校への就学相談の内容と方法 ○副籍の具体的な交流内容 <p>【就学先の学校に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学先の学校における施設環境、具体的な教育内容、指導・支援内容 ○就学後の学校生活（時間割、授業内容、行事等） ○柔軟な転学の時期、検討期間、内容、方法等
就学後	<p>【学校における教育に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」及び「個別指導計画」の作成と活用方法 ○具体的な指導・支援の方法と内容 <p>【転学及び進学に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本児の状態の変化や教育ニーズの変化等に伴う転学（手續、検討内容、期間） ○進学指導の方法と内容 ○転学・進学先の教育内容、教育環境



3 今後の課題

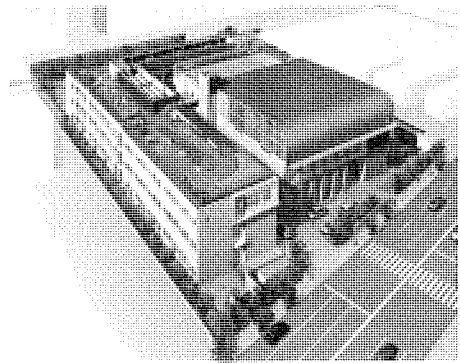
区市町村教育委員会が中心となり、就学前機関、学校、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を強化しながら、就学に向けた情報をいかに保護者等に提供していくかが課題となってきます。

新しく開校・開設する都立特別支援学校の紹介

都立城東特別支援学校

(平成28年度開校)

- 設置教育部門 知的障害教育
- 設置学部 小学部・中学部
- 通学区域 江東区・中央区の全域、千代田区の一部
- 学校の特徴 校訓「共に学び、共に伸びる」
児童・生徒が、子供たちに関わる全ての学校、家庭、
地域の人々の中で、共に学び、共に伸びていく学校
 - 1 基本的な生活習慣を養い、健康で豊かな心と丈夫な体を
培います。
 - 2 学ぶ意欲・態度や働く意欲・態度を育み、主体的に生活する力を育てます。
 - 3 豊かな感性と、自分を表現する力を育てます。
 - 4 自分の仲間を大切にし、共に活動する力を育てます。



平成28年4月～8月

[所在地] 〒135-0016 東京都江東区東陽四丁目11番45号 (都立江東特別支援学校内)

[電話番号] 03-5683-2124 (直通)

[アクセス] 東京メトロ東西線「東陽町」駅から徒歩7分

JR「錦糸町」駅より都営バス「東陽町駅」行き「豊住橋」下車徒歩2分

平成28年9月～

[所在地] 〒136-0072 東京都江東区大島六丁目7番3号

[アクセス] 都営地下鉄新宿線「大島」駅から徒歩5分

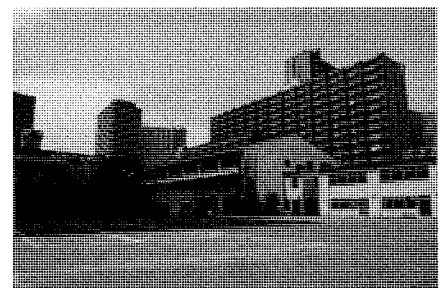
JR「亀戸」駅より都営バス「東陽町駅前」行き「ろう学校江東分教室前」下車
(バス停の名称は変更される予定)

※都立大塚ろう学校城東分教室(平成28年4月に都立大塚ろう学校江東分教室から名称変更)が都立城東特別支援学校内に設置されます。

都立港特別支援学校高等部職能開発科

(平成28年度開設)

- 設置学科 職能開発科
- 通学区域 東京都全域
- 職能開発科の特徴
 - 1 週12時間の「職業に関する専門教科」の設定
地域の特性から「食品に関するコース」「物流に関する
コース」、3年間を通して履修する「事務情報処理・清
掃」を設定
 - 2 企業等実際の職場における専門教科の展開
 - 3 1学級10名、1学年2学級の少人数による個に応じた指導の実現



[所在地] 〒108-0075 東京都港区港南三丁目9番45号

[電話番号] 03-3471-9191 (代表)

[アクセス] JR又は京浜急行線「品川」駅から徒歩15分

「品川」駅港南口より都営バス「品川埠頭」行き「港南四丁目」下車徒歩2分

障害のある幼児・児童・生徒の就学・入学相談等結果の推移

表1 就学相談結果（義務教育）平成27年4月1日現在（人）

入学年度	総受付件数	就学区市町村相談件数	区市町村立小・中学校就学決定				受付後転居等	就東京相談件数	都立特別支援学校就学決定						受付後転居等	
			就学区市町村立小・中学校就学決定数 *2	就学先内訳					特別支援学校	特別支援学校就学決定数 *3	就学先内訳					
				特別支援学校	通常の学級	特別支援学校					視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害		病弱
平成23年度	5,265	4,493	4,074	2,869	1,184	21	419	772	756	9	45	192	510	0	16	
平成24年度	5,402	4,621	4,193	2,819	1,351	23	428	781	768	22	64	155	526	1	13	
平成25年度	6,080	5,253	4,789	3,339	1,418	32	464	827	811	13	49	153	596	0	16	
平成26年度	6,450	5,619	5,226	3,504	1,668	54	393	831	815	12	48	168	586	1	16	
平成27年度	7,222	6,349	6,063	4,010	1,993	60	286	873	856	18	37	180	619	2	17	
増△減	*1 772	730	*2 837	506	325	6	△107	42	*3 41	6	△11	12	33	1	1	

- *1 東京都全体での就学相談の総受付件数は、7,222人で、前年度より772人増加しました。
- *2 区市町村立小・中学校等への就学者は、6,063人で、前年度より837人増加しました。
- *3 平成27年度就学者のうち、都立特別支援学校への就学者は856人で、前年度より41人増加しました。

表2 就学相談者数（区域外就学、施設を除く）と都立特別支援学校への就学決定者数の推移

入学年度	A 全就学児童・生徒数（人）	B 就学相談者数（人）	C 全体比 B/A（%）	D 都立特別支援学校 就学決定者数（人）	E 就学者比 D/A（%）
平成23年度	168,690	5,265	3.12%	756	0.45%
平成24年度	166,331	5,402	3.25%	768	0.46%
平成25年度	171,450	6,080	3.55%	811	0.47%
平成26年度	173,621	6,450	3.71%	815	0.47%
平成27年度	173,678	7,222	4.16%	856	0.49%

- 障害のある児童・生徒の「就学相談者数（表2のB）」は、年々増加しています。
- 「全就学児童・生徒数に対する障害のある児童・生徒の就学相談者数の全体比（表2のC）」についても増加傾向にあります。
- 「全就学児童・生徒数に対する都立特別支援学校への就学者比（表2のE）」は、増加しています。

表3 都立特別支援学校就学児童・生徒数（学部別）の推移 平成27年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校全体			障害種別・学部内訳														
	合 計	学部内訳		視覚障害			聴覚障害			肢体不自由			知的障害			病弱		
		小学部	中学部	小学部	中学部	小計	小学部	中学部	小計	小学部	中学部	小計	小学部	中学部	小計	小学部	中学部	小計
平成23年度	756	552	204	7	2	9	36	9	45	176	16	192	333	177	510	0	0	0
平成24年度	768	543	225	11	11	22	45	19	64	137	18	155	349	177	526	1	0	1
平成25年度	811	587	224	9	4	13	33	16	49	132	21	153	413	183	596	0	0	0
平成26年度	815	616	199	8	4	12	35	13	48	149	19	168	424	162	586	0	1	1
平成27年度	856	675	181	11	7	18	33	4	37	161	19	180	470	149	619	0	2	2
増△減	41	59	△18	3	3	6	△2	△9	△11	12	0	12	46	△13	33	0	1	1

注：増減については、平成27年度入学者と平成26年度入学者を比較した人数である。

表4 平成27年度入学者 都立特別支援学校入学相談・入学者選考結果（幼稚部・高等部）（人）

入学年度	幼稚部			高等部(普通科・保健医療科) ※職業コース等を除く								高等部(専攻科)				高等部(就業技術科・職能開発科)		
	視覚障害	聴覚障害	計	視覚障害		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	計	視覚障害		聴覚障害	計	知的障害			
				普通科	保健医療科						保健医療科	療科			就業技術科	職能開発科		
				普通科								保健医療科	療科	計	就業技術科	職能開発科	計	
平成23年度	8	35	43	23	4	48	189	1,230	2	1,496	9	18	20	47	240	16	256	
平成24年度	14	32	46	23	2	45	200	1,283	4	1,557	16	7	20	43	240	16	256	
平成25年度	12	32	44	20	2	57	184	1,217	2	1,482	11	8	21	40	320	16	336	
平成26年度	11	33	44	19	2	57	211	1,287	2	1,578	6	6	17	29	320	20	340	
平成27年度	17	35	52	17	0	60	200	1,173	2	1,452	13	14	18	45	400	20	420	
増△減	6	2	8	△2	△2	3	△11	△114	0	△126	7	8	1	16	80	0	80	

注：高等部（就業技術科・職能開発科）における「職能開発科」の人数は、平成25年度までは「普通科職業コース」の人数である。

注：増減については、平成27年度入学者と平成26年度入学者を比較した人数である。

